

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定 P65
- 2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 P65
 - (1) 量の見込みの算出方法
 - (2) 量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 P67
 - (1) 量の見込みの算出方法
 - (2) 量の見込みと確保方策
 - ①利用者支援事業
 - ②地域子育て支援拠点事業
 - ③妊婦健康診査
 - ④乳児家庭全戸訪問事業
 - ⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦ファミリーサポートセンター事業
 - ⑧一時預かり事業
 - ⑨延長保育事業(時間外保育)
 - ⑩病児保育事業
 - ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 P74
 - (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方
 - (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
 - (3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進と進捗管理 P75
 - (1) 計画の推進にあたって
 - (2) 計画の進捗管理と点検・評価

参考資料

- 1 計画策定の経過等 P76
 - (1) 佐世保市子ども・子育て会議
 - ①佐世保市子ども・子育て会議条例
 - ②委員名簿
 - (2) 審議経過等
 - (3) 佐世保市子ども・子育て支援事業計画の策定に関して(諮問・答申)
- 2 その他 P80
 - (1) 計画目標一覧
 - (2) 子ども育成条例
 - (3) 用語解説



第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

急速な少子化や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化してきている中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

こうした中、子育てがしやすい社会の実現を目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{*}」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、その充実を図るための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートすることになりました。

この新制度は、基礎自治体^{*}を実施主体として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、幼児教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進するものとなっています。基礎自治体においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、これらの取り組みを計画的に推進することが求められています。

また、次世代育成支援対策推進法が改正されたことによって、子どもと子育てを支える取り組みを幅広く推進するために、より実効的な計画を策定することも求められています。

以上のとおり、これからの佐世保市の子どもと子育てを支える取り組みについては、子ども・子育て支援新制度などの新たな取り組みを踏まえながら、より実効性の高い施策として計画的に推進することが求められていると言えます。

用語解説

【子ども・子育て関連3法】

- ①子ども・子育て支援法
 - ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する一部を改正する法律
 - ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- これらの法律は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すもの。

【基礎自治体】

国の行政区画の中で最小の単位(市・町・村)で、首長や地方議会などの自治制度があるもの。

(2)計画の趣旨

佐世保市(以下「本市」という)では、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援 佐世保市行動計画」を策定し、子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実や地域での子どもと子育て支援、子育てと仕事の両立支援など、幅広い観点から子どもや子育てを支援するための総合的な施策に取り組んできたところです。

しかしながら、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境は絶えず変化し、これに呼応するように市民ニーズも多様に変化してきています。

こういった状況の変化を踏まえると、本市における子どもと子育てへの支援策として何が求められているかをあらためて把握し、様々な施策に反映させていくことは必要不可欠なことです。また、様々な市民ニーズを国や県の施策に適合させていくことも非常に重要なことです。

以上から、本市では市民ニーズをあらためて把握するとともに、様々なニーズを国や県の動向を踏まえて施策に反映し、さらに計画的に推進していくことを目的として、本計画を策定するものです。

2 計画の名称

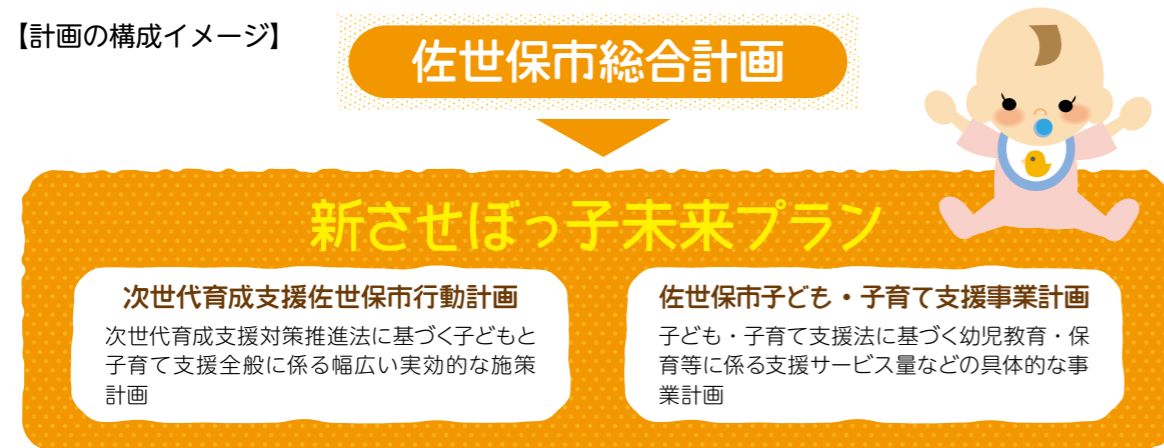
本計画は、名称を「新させぼっ子未来プラン」とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である佐世保市総合計画を上位計画とし、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画とするとともに、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画として位置づけます。

【計画の構成イメージ】



4 計画期間

本計画の計画期間は、**平成27年度**から**平成31年度**までの5カ年計画とします。

また、計画内容に見直しの必要性が生じた場合などは、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。

5 計画の策定体制

(1)佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、公募市民、学識経験者等で構成する「佐世保市子ども・子育て会議」を設置し、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に3分科会を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

この全体会議及び分科会において議論を重ね、計画の策定を進めました。

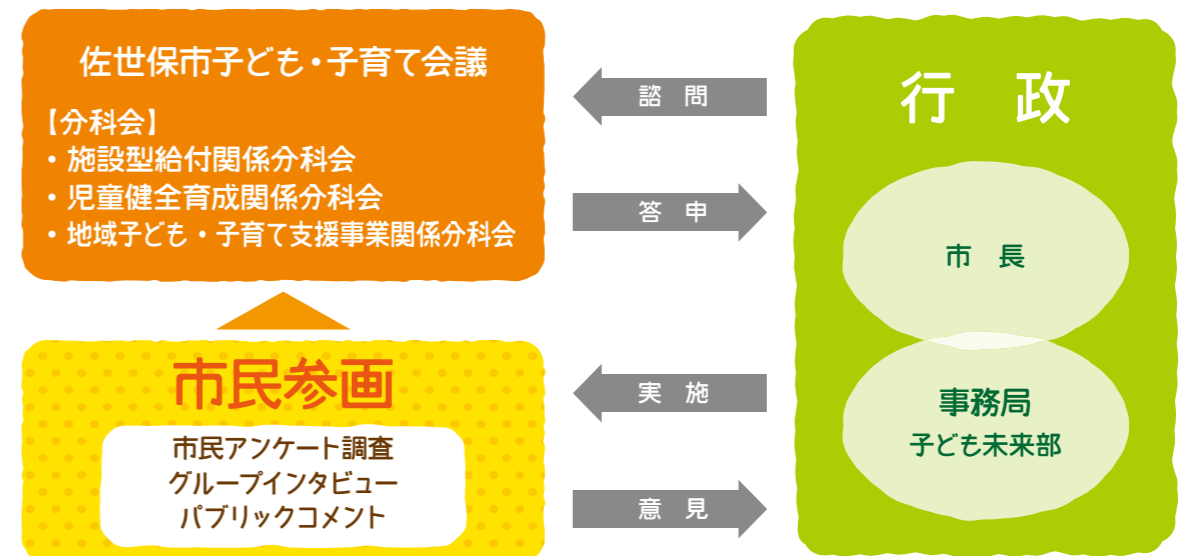
(2)市民アンケート調査等の実施

子育て世代のニーズを十分に把握するために、0歳から5歳の子どもを持つ世帯(3,045人)へのアンケート調査をはじめ、市内小学校に通う全ての児童保護者(回答数:10,308人)、市内の幼稚園に通う全ての園児保護者(回答数:2,572人)を対象とするアンケート調査を実施しました。また、障がい児を持つ保護者や子育てサークルの関係者を対象としてグループインタビューを実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

広く市民の意見を伺うため、計画(案)に対するパブリックコメントを実施しました。(提出意見数:25人【46件】)

【計画策定体制イメージ】





第2章

現状と課題

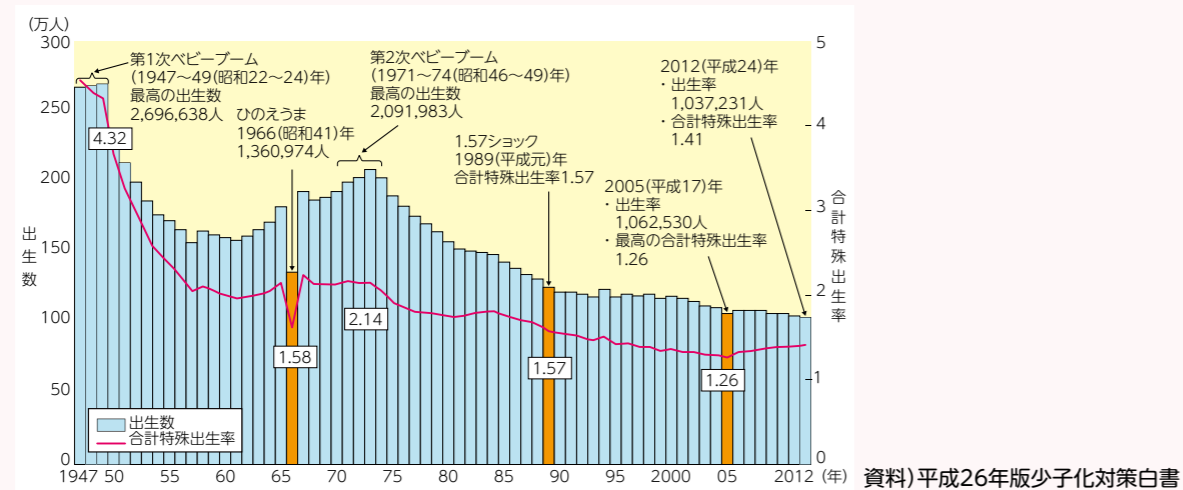
子どもと子育てを取り巻く社会情勢

(1) 少子化の進行

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人であったのが、1975(昭和50)年に200万人を割り込み、以降は毎年減少を続けていました。1984(昭和59)年には150万人を割り込み、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向をたどっています。

合計特殊出生率*をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたのが、1950(昭和25)年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989(平成元年)年にはそれまで最低であった1966(昭和41)年の数値を下回る1.57を記録し、さらに2005(平成17)年には過去最低の1.26まで落ち込んでいます。なお、2012年には1.41と微増となりましたが、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(2) 子どもの貧困

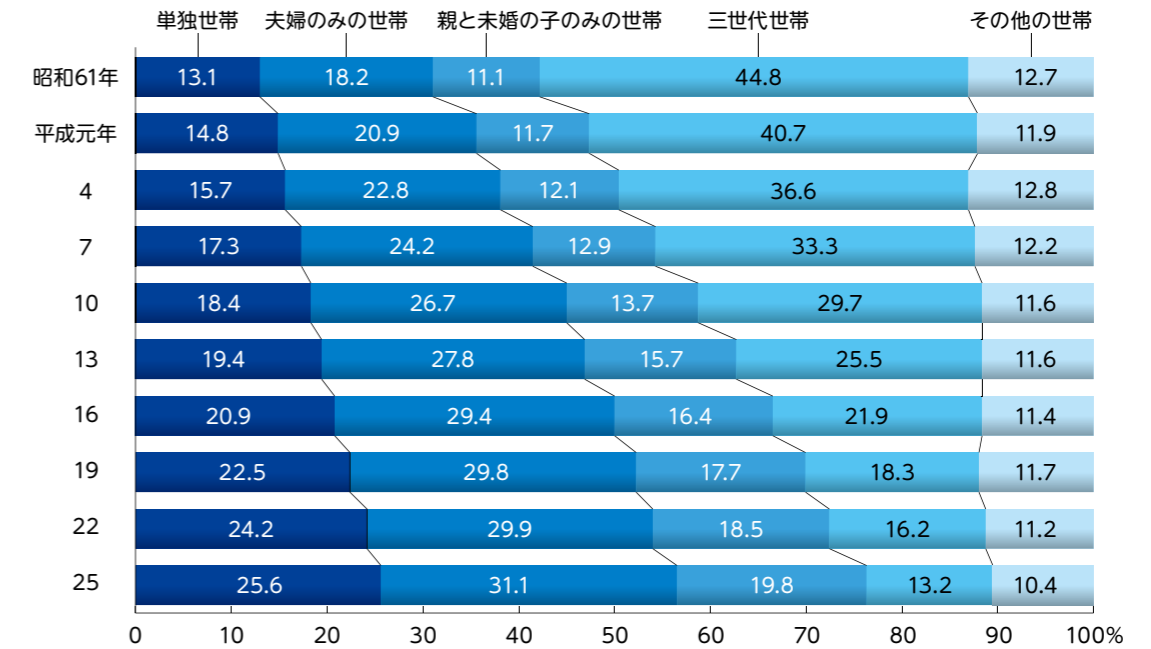
国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は、2009(平成19)年に15.7%でしたが、2012(平成24)年には16.3%と微増しています。また、OECD*によると、我が国の子どもの貧困率は、2010(平成20)年OECD加盟国34か国中10番目に高く、OECD平均を上回っています。

用語解説 【合計特殊出生率】15歳～49歳までの1人の女性が生涯に産む平均の子どもの数。
【OECD】[Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構]の略

(3) 核家族化

国民生活基礎調査によると、平成25年6月6日現在の全国の世帯総数は約5011万世帯となっていますが、世帯構造別で見ると核家族の増加が顕著にみられます。「夫婦のみの世帯」と「親と未婚の子のみの世帯」は全体の50.9%を占めており、その数は昭和61年に比べ21.6%増加しています。

世帯構造の推移



注: 1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

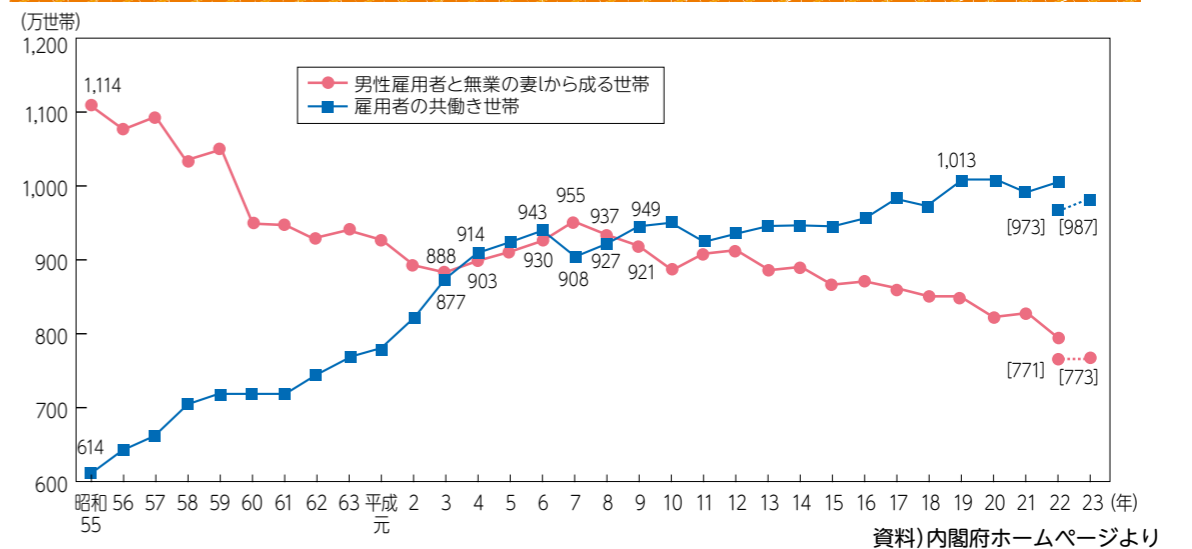
資料)国民生活基礎調査

(4) 共働き世帯の増加

昭和55年以降、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている状況が続いています。

共働き世帯数の推移

第1-3-17図 共働き等世帯数の推移



2 佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題

(1) 佐世保市における子どもと子育ての現状

① 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生率は平成25年2,392人と前の年に比べ微増しており、合計特殊出生率も1.82と長崎県及び国を上回っています。平成20年から平成24年までの平均合計特殊出生率において、特例市40市中最も高い数値(1.71)となっております。

■ 出生数・合計特殊出生率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
出生数(単位:人)	2,473	2,386	2,347	2,392	
15～49歳女性数(単位:人)	50,597	49,555	48,945	48,409	
合計特殊出生率	佐世保市	1.77	1.73	1.75	1.82
	長崎県	1.61	1.60	1.63	1.64
	国	1.39	1.39	1.41	1.43

資料)佐世保市資料

② 子どもの数の推移

本市の0歳から11歳の子ども数は、平成25年で28,297人と平成22年に比べて640人の減となっており微減傾向にあります。これは、6～11歳の子ども数が727人の減となったことが要因となっており、0～5歳の子ども数は87人の増と、ほぼ横ばいになっています。

■ 子どもの数の推移

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	2,386	2,374	2,293	2,312
1歳	2,353	2,463	2,447	2,356
2歳	2,439	2,325	2,445	2,428
3歳	2,363	2,425	2,358	2,415
4歳	2,356	2,391	2,407	2,369
5歳	2,273	2,345	2,390	2,377
0～5歳 計	14,170	14,323	14,340	14,257
6歳	2,355	2,257	2,355	2,388
7歳	2,320	2,362	2,255	2,342
8歳	2,447	2,313	2,348	2,254
9歳	2,492	2,438	2,310	2,334
10歳	2,555	2,499	2,435	2,297
11歳	2,598	2,554	2,487	2,425
6～11歳 計	14,767	14,423	14,190	14,040
0～11歳 合計	28,937	28,746	28,530	28,297

資料)佐世保市住民基本台帳[※]人口(各年9月30日現在)

用語解説 【住民基本台帳】氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

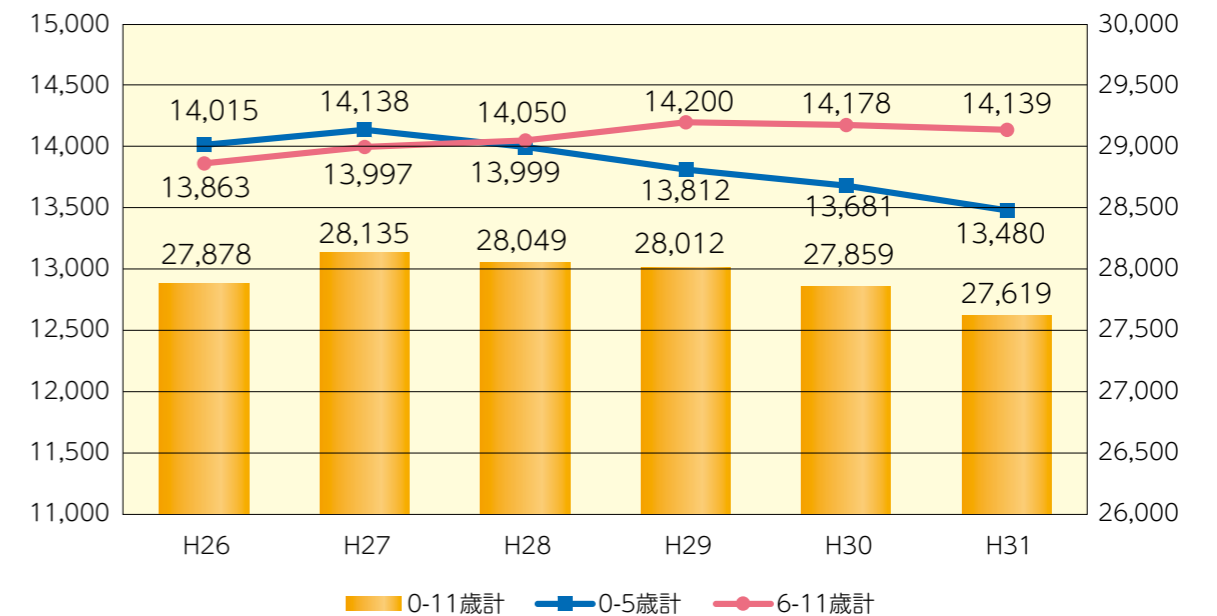
③ 子どもの数の推計

本市の0歳から11歳の子ども数は、平成27年以降は減少することが見込まれます。これは、0～5歳の子ども数が大きく減少することが要因となっています。なお、6～11歳の子ども数は、平成29年にかけて微増したのち、減少に転じることが見込まれます。

■ 子どもの数の推計

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2,165	2,253	2,232	2,195	2,158	2,115
1歳	2,352	2,352	2,321	2,299	2,262	2,223
2歳	2,362	2,361	2,332	2,301	2,279	2,242
3歳	2,382	2,332	2,357	2,328	2,297	2,275
4歳	2,402	2,432	2,339	2,364	2,335	2,304
5歳	2,352	2,408	2,418	2,325	2,350	2,321
0～5歳 計	14,015	14,138	13,999	13,812	13,681	13,480
6歳	2,355	2,353	2,406	2,415	2,323	2,348
7歳	2,350	2,372	2,350	2,403	2,412	2,320
8歳	2,316	2,378	2,365	2,343	2,396	2,405
9歳	2,235	2,327	2,369	2,356	2,335	2,388
10歳	2,311	2,243	2,324	2,366	2,353	2,332
11歳	2,296	2,324	2,236	2,317	2,359	2,346
6～11歳 計	13,863	13,997	14,050	14,200	14,178	14,139
0～11歳 合計	27,878	28,135	28,049	28,012	27,859	27,619

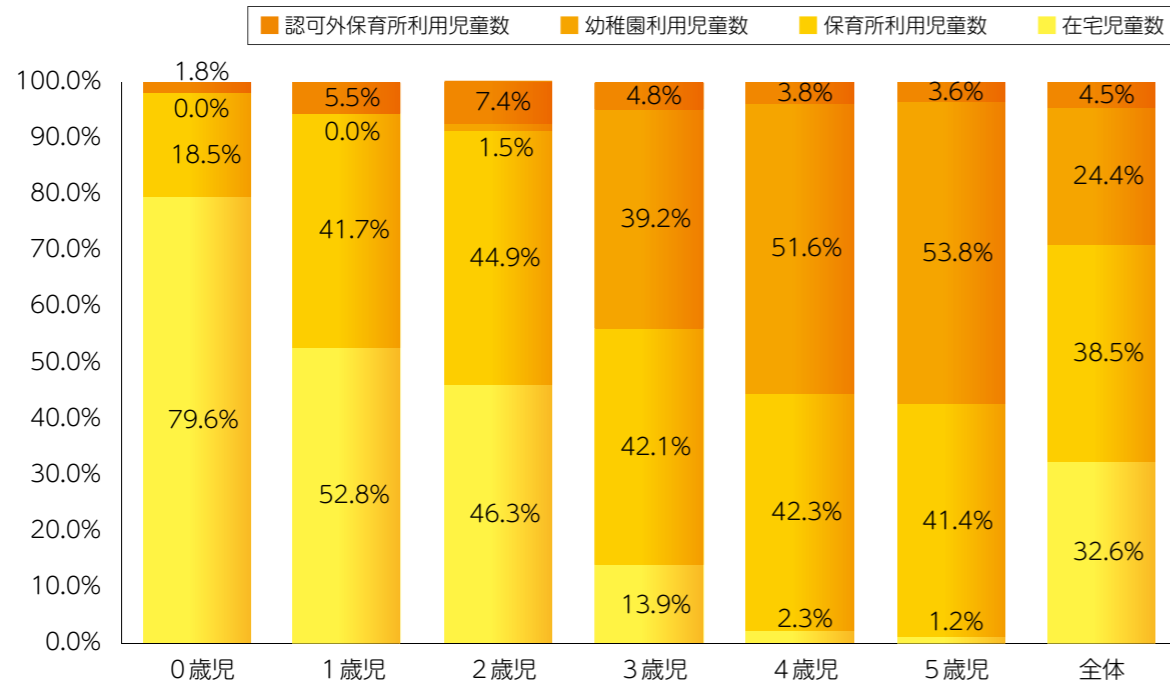


資料)佐世保市住民基本台帳人口による推計

④在宅・保育所利用・幼稚園利用の状況

在宅児童は0歳が79.6%と最も高く、年齢が高くなるにつれ割合が減少しています。保育所利用児童は2歳～5歳にかけて全体の40%前後を占めています。一方、幼稚園利用児童は3歳～5歳にかけて40%～50%となり、4歳児及び5歳児では保育所利用児童数を上回っています。

■在宅児童数、保育所利用児童数、幼稚園利用児童数(平成26年5月現在)



年齢	未就学児童数	在宅児童数	保育所利用児童数	幼稚園利用児童数	認可外保育所利用児童数	保育所等施設利用児童数計
0歳児	2,353	1,874	436	0	43	479
1歳児	2,362	1,247	986	0	129	1,115
2歳児	2,379	1,101	1,067	36	175	1,278
3歳児	2,399	333	1,011	940	115	2,066
4歳児	2,369	54	1,002	1,222	91	2,315
5歳児	2,357	29	975	1,267	86	2,328
全体	14,219	4,638	5,477	3,465	639	9,581

(2)佐世保市におけるこれまでの取り組み

本市においては、佐世保市総合計画及び次世代育成支援佐世保市行動計画に定めた具体的な施策について、次のような取り組みを進めました。

■「子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実」

安心して妊娠・出産が出来る体制を確保するため、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を継続して実施するとともに、より細やかな支援を行うために母子保健システムの再構築を実施し、市民サービスの向上を図りました。

児童虐待の未然防止に関する具体的な取り組みとしては、本市独自の「児童虐待対応マニュアル」を作成し、さらに子ども子育て応援センターの体制の充実を図るなど、丁寧な対応に努めました。

経済的支援としては、児童手当や児童扶養手当などの適切な支給を行うとともに、乳幼児福祉医療においては、償還払いから現物給付へ制度変更を行い、子育て世帯への経済的支援と手続きの簡素化を図りました。

子どもの発達支援に関しては、子ども発達センターの利便性の向上を図るため、中心市街地への移転を行いました。

■「子育てと仕事の両立支援」

子育てと仕事の両立を支援し、子どもと子育てを支える環境づくりを進めるため、保育所の運営や施設整備、認定こども園^{*}の設置促進、放課後児童クラブ^{*}の増設を図るとともに、延長保育や休日保育、病児保育事業などの拡充を図りました。また、新たに認可外保育施設^{*}への運営支援を開始し、入所児童の処遇改善を図りました。

さらに、子どもと子育てを社会全体で支えていくという機運を高めるため、企業や保護者、一般市民等を対象として子育て講演会や講座を開催するとともに、市内約3,000の企業に対して子どものための休暇取得など子育て支援についてのお願として、「市長からの手紙」を送りました。

■「地域での子どもと子育て支援」

地域で子どもと子育てを支えあう環境をつくり、子どもたちの健全な育成を目指し、放課後の居場所づくりとして児童センター^{*}事業、在宅支援として地域子育て支援センター事業、子どもの一時預かり事業などを実施しました。また、ファミリーサポートセンター^{*}の登録会員の増加など利用促進に努め、地域での子育て援助体制の充実を図りました。

■「幼児教育・保育の質の向上」

社会の変化に対応した質の高い幼児教育・保育の提供と、小学校での「生活」と「学び」の滑らかな接続のために、保育所・幼稚園等と小学校と連携して「保幼小連携接続カリキュラム^{*}」を作成しました。

用語解説

【児童センター】

乳幼児及び主に小学生を対象（ただし、乳幼児については、保護者同伴）とし、育成室・図書室・遊戯室を設け、いろいろな遊具を備え、児童が自由に遊び楽しく過ごせる場所。

【ファミリーサポートセンター】

支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行い、他の保育サービスでは対応できない一時的な保育ニーズへの対応を図るもの。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育・子育て支援を一体的に行う施設。

【認可外保育施設】

園庭の広さなどさまざまな設置基準の関係で、県の保育所認可を受けていない保育施設。県の立入調査により認可外保育施設指導監督基準に全て適合していると確認された保育施設

【放課後児童クラブ】

昼間、労働等で保護者のいない家庭の小学生に遊びと生活の場を提供することで、育児と就労を支援し、児童の健全育成の向上を図るもの。

【保幼小連携接続カリキュラム】

幼児期の保育・教育から小学校での「生活」と「学び」への滑らかな接続を考えたカリキュラム。平成24年12月作成。

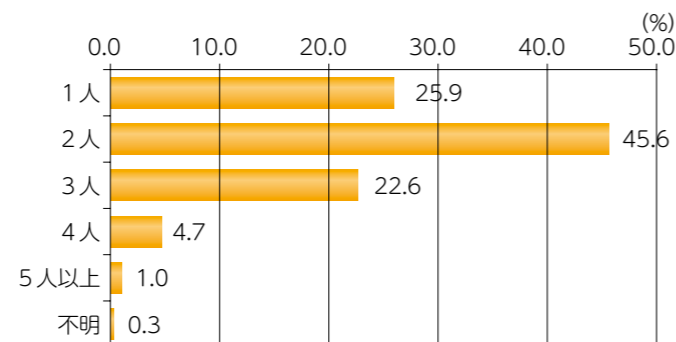
(3)市民アンケート調査結果と分析の概要

〔市民アンケート調査の実施概要〕

項目	概要
調査目的	0歳～5歳の子どもを持つ世帯の子育ての状況やニーズ把握を行うため
調査時期	平成25年10月
調査対象	(本土)佐世保市内在住の0歳～5歳の子どもの保護者2,998人を無作為抽出 (離島)宇久、黒島・高島に在住の0歳～5歳の子どもの保護者47人全数
実施方法	郵送による配布・回収
回収率	配布数3,045票、回収数1,469票 回収率48.2%

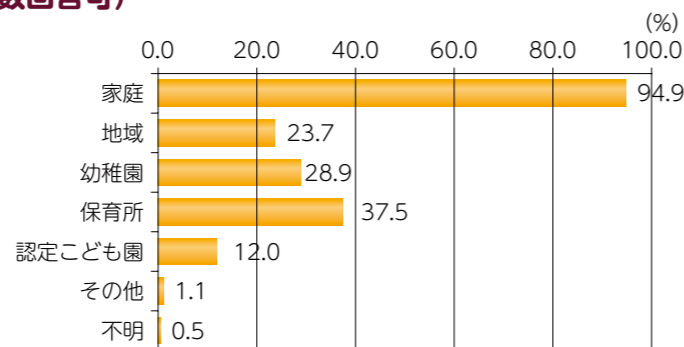
Q：お子さんの数は？

お子さんの人数は「2人」が45.6%で最も多く、「1人」が25.9%、「3人」が22.6%の順で続いています。



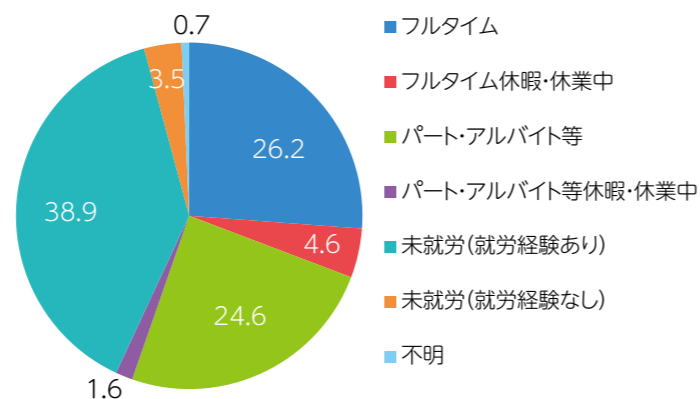
Q：子育てに影響する環境は？（複数回答可）

子育てに最も影響すると思われる環境は「家庭」が94.9%と、2番目に高い「保育所」に比べ50ポイント以上高くなっているなど、その重要性が窺えます。



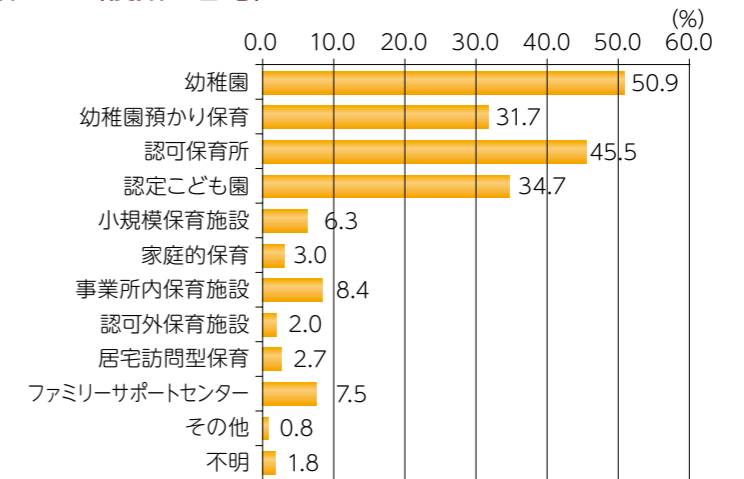
Q：母親の現在の就業状況は？

母親は「未就労（就労経験あり）」が38.9%で最も多く、「フルタイム」と「パート・アルバイト」が25%前後で続いています。



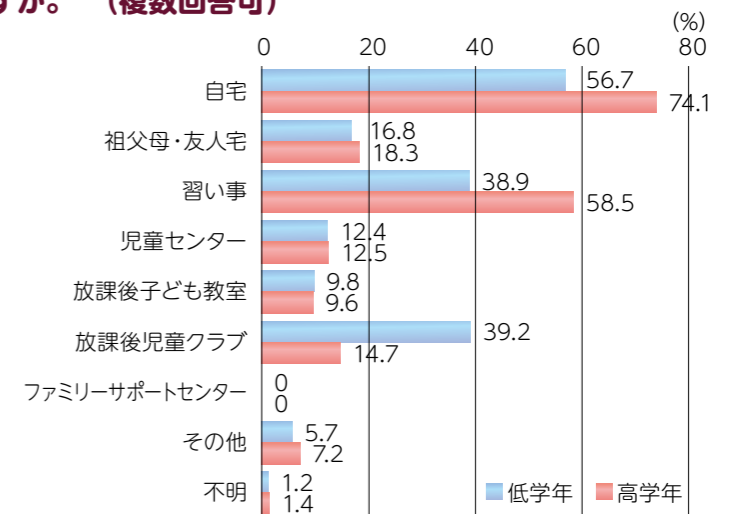
Q：今後利用したい教育・保育施設は？（複数回答可）

定期的にご利用したいと思う教育・保育施設は、「幼稚園」が50.9%で最も多く、「認可保育所」が45.5%、「認定こども園」が34.7%で続いています。



Q：お子さんが、小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）

小学校入学後の放課後の過ごし方は、「自宅」が低学年、高学年ともに最も高く、「習い事」が続いています。「放課後児童クラブ」は低学年時には39.2%と全体の2番目に高い割合ですが、高学年になるとその割合は低下しています。



〔市民アンケート結果の分析概要〕

子どもと子育てを支えるための施策を総合的に考える上では、市民アンケート結果において、子育てに最も影響すると思われる環境は「家庭」が94.9%と最も高くなっているように、「家庭」における子育てをいかに支援していくかが重要になると考えられます。

幼児教育・保育の提供という観点では、母親が未就労（就労経験あり）の世帯が38.9%と最も高く、かつ定期的にご利用したい施設は幼稚園が50.9%と最も高いという結果を重視しつつも、社会情勢を踏まえた母親の就労意向の変化を考慮し、バランスの取れた幼児教育・保育サービスの提供が必要と考えられます。

なお、就学後の保育（放課後児童対策）については、アンケート結果では自宅で過ごさせるという意向が高いものの、社会情勢として核家族化・共働き世帯の増加を踏まえ、また、低学年児童については放課後児童クラブも39.2%と高い割合にあることを考慮し、保育サービスの量の確保に努める必要があると考えられます。

(4) 様々な環境変化から見る佐世保市の今後の課題



■ 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

プレパパ学級の参加希望者の増加や、両親で乳幼児健康診査を受けるケースは増えてきていますが、父親の育児参加の促進や、妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境をつくることは今後も継続していく必要があります。一方で、子育てへの負担と育児不安の軽減に向けた様々な取り組みを実施しているものの、依然として児童虐待の事例は発生しており、虐待の未然防止に努める必要があります。

子どもの発達支援については、インクルーシブ教育(統合教育)*の推進も含めて、「すべての子どもの最善の利益」が実現される環境をさらに充実していく必要があります。

■ 地域での子どもと子育ての支援

地域における子どもと子育てへの支援については、地域やサービスの実情に応じて具体的な方向性を定めていく必要があります。特に、子どもたちを取り巻く環境の変化等を踏まえ、児童センターをはじめとする児童健全育成の今後のあり方については、具体的に検討していく必要があります。なお、地域社会全体で子どもと子育てを支えるという機運を高める取り組みについては、今後も継続して取り組む必要があります。

■ 幼児教育・保育の質の向上

未就学児への幼児教育・保育の質のさらなる向上が求められています。また、子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、「保幼小連携接続カリキュラム」の活用や改善(PDCA*)など、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うことが求められています。

■ 子育てと仕事の両立支援

子ども・子育て支援新制度への移行にあわせて、幼児教育と保育のニーズを的確に捉えるとともに、適正なサービス量を提供していく必要があります。また、小学校就学後の保育サービスである放課後児童クラブについては、さらなるサービス量の確保と質の充実が求められています。

一方、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子育てしやすい社会の実現についても、その環境整備が必要となっています。

■ 計画推進のための包括的サポート

子ども・子育て支援新制度への移行によって多様化するサービスに対応した情報提供や支援を行う必要があります。また、子育て家庭が求めている情報等を容易に受け取れる状況をつくるなど、きめ細かな対応が求められています。



【インクルーシブ教育(統合教育)】障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級」において行うこと。
【PDCA】P(Plan: 計画)⇒D(Do: 実行)⇒C(Check: 評価)⇒A(Action: 改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

第3章

計画の基本方針

1 基本理念

【佐世保市が目指す姿】

心豊かな人を育むまち

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できる
環境づくりが進んでいます。

本計画は、佐世保市が「心豊かな人を育むまち」となり、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりが進んでいるまち」となることを目指すために、その取り組みの具体的な方向性を定めることを目的としたものです。

この目指す姿を実現するために、本計画の基本理念を次のとおりとします。

1

「子どもの最善の利益」が実現できるよう、子どもの視点に立ち、全ての子どもが健やかに成長できるまちになることを目指します。

2

保護者が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができるまちになることを目指します。

3

地域や社会全体が、子どもと子育てを支え、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる事ができるまちになることを目指します。

子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくもの。子育てとは、人間に大きな喜びや生きがいをもたらす最も崇高な営みのひとつ。子育てとは、そのようなものだと考えられます。

保護者が子育ての責任を果たしつつも、子どもたちの健やかな成長と子育てを市民一人ひとりが、地域が、企業が、行政が、社会全体が支えていくまちづくりを目指し、それぞれがその役割を果たすことのできるまちづくりを目指します。

2 基本的な方向性

(1)子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

各種健康診査事業などにより、母子の健康保持に取り組むとともに、父親の育児参加機会を促進し、妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりを目指します。また、『子ども子育て応援センター』体制の充実を図り、児童虐待の未然防止や育児不安の軽減に努めます。

障がい児支援においては、「療育」と「子育て支援」を両輪とした『子ども発達センター』の充実を図るとともに、『すぎのこ園』との連携を強化します。また、幼児教育センター*の主導により『子ども発達センター』や『すぎのこ園』と連携して市内施設職員への研修を行い、障がい児の育ちも含めた「すべての子どもの最善の利益」が実現される環境の充実を目指します。

(主な達成目標)

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
4か月児健康診査の受診率	98.8%	100%
虐待相談対応改善率	54.9%	50%以上

(2)地域での子どもと子育ての支援

地域の実情に応じた子どもと子育て支援の充実を目指します。環境の変化に対応するため、児童センターのあり方について、放課後児童対策も含め、一体的に検討を進めます。また、「地域子育て支援センター」や「認定こども園」の子育て支援機能についても、それぞれの役割分担を考慮して、子育て家庭のニーズへの対応を図ります。

子どもは社会の宝、未来への希望であるとの認識のもと、すべての大人（市民）と力を合わせ、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことのできるまちとなることを目指します。

(主な達成目標)

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
地域子育て支援センターの延べ利用人数	125,747人	150,000人
ファミリーサポートセンター登録数	1,617人	3,000人

用語解説 【幼児教育センター】
佐世保市の乳幼児の健全な育成を目指し、幼児教育の充実推進及び子育て支援等に資することを目的とした施設。

(3)子育てと仕事の両立支援

幼児教育・保育の需要に対応するとともに、質の向上と環境の整備に努めます。また、要望が多い「放課後児童クラブ」についても事業計画に基づいて質の向上と量の確保に努めます。

ワーク・ライフ・バランス*を推進するため、働き方や父親の育児参加の意識高揚を図り、子育て家庭の育児に対し、事業主の理解が深まることを目指します。

(主な達成目標)

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
保育所待機児童数*(4月1日現在)	0人	0人
放課後児童クラブ設置数 (うち一体型の設置数)	46か所 (14か所)	73か所 (17か所)

(4)幼児教育・保育の質の向上

幼児教育センターを幼児教育・保育全般に関する調査・研究の「中枢」を担う施設として、特別支援教育*や保幼小連携に関する事など、適切な研究テーマの企画・立案や、調査・研究方針の調整を行います。

佐世保私立幼稚園協会や佐世保市保育会等関係団体と連携して、未就学児の幼児教育・保育に関する研修拠点となるように努め、多様な就学前教育・保育の推進による幼児教育・保育の充実を目指します。

(主な達成目標)

成果指標	現状値(H25)	目標値(H31)
幼稚園の就園率	98.7%	100%
幼児教育・保育研修に対する幼稚園教諭・保育士の満足度	97.2%	100%

(5)計画推進のための包括的サポート

子どもやその保護者、妊婦等のニーズに基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援等を円滑に利用できるように、情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う「利用者支援事業」への取り組みを進めるとともに、きめ細かな情報発信に努めます。

子育て家庭が必要な支援を受けやすくなり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域づくりを目指します。

用語解説 【ワーク・ライフ・バランス】
やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を有する健康で豊かな生活ができるように仕事と生活の双方の調和を図ること。
【保育所待機児童数】
保護者が保育の利用申請をしているが、施設の受け入れ態勢などの理由で利用できない状態により、入所を待っている児童の数。
【特別支援教育】
特別な教育的支援を必要とする子どもに対する教育。

3 計画体系

基本的な方向性	施策	具体的な取り組み
1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実	(1) 母子の健康管理への支援	①安全で健やかな妊娠・出産への支援 ②乳幼児健康診査の充実 ③健康診査フォローアップの充実 ④家族計画指導 ⑤家庭訪問による支援 ⑥事故予防・SIDS予防
	(2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	①子どもに関する総合相談窓口(子ども子育て応援センター) ②児童虐待の未然防止 ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進 ④子育てサポーターの養成 ⑤子育て世帯への経済的支援
	(3) 子どもの発達支援	①障がい児支援
2 地域での子どもと子育ての支援	(1) 地域における子育て支援の充実	①子育て支援拠点の充実 ②子育て支援意識の高揚
	(2) 地域における子どもの健全育成	①児童健全育成施設の改変 ②地域の児童健全育成の取り組み支援 ③食育の推進
	(3) 子育ての援助体制の充実	①ファミリーサポートセンター ②子育て支援サークルのサポート
3 子育てと仕事の両立支援	(1) 幼児教育・保育サービスの充実	①幼児教育・保育施設等の充実 ②時間外の保育 ③一時預かり ④病児保育 ⑤その他の子育て支援
	(2) 留守家庭児童の居場所づくり	①放課後児童クラブ
	(3) 事業者の子育てに対する理解促進	①ワーク・ライフ・バランスの推進
4 幼児教育・保育の質の向上	(1) 「幼児教育センター」を拠点とした多様な幼児教育・保育の推進	①幼児教育・保育全般に関する調査・研究 ②研修内容・体制の充実 ③保幼小連携の推進 ④特別支援教育の充実
5 計画推進のための包括的サポート	(1) 情報発信	①利用者支援

《基本理念》心豊かな人を育むまち



第4章

今後の具体的な方向性

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実

(1) 母子の健康管理への支援

- ①安全で健やかな妊娠・出産への支援
- ②乳幼児健康診査の充実
- ③健康診査フォローアップの充実
- ④家族計画指導
- ⑤家庭訪問による支援
- ⑥事故予防・SIDS予防

(2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

- ①子どもに関する総合相談窓口(子ども子育て応援センター)
- ②児童虐待の未然防止
- ③幼児期から思春期における「いのちの教育」体制の促進
- ④子育てサポーターの養成
- ⑤子育て世帯への経済的支援

(3) 子どもの発達支援

- ①障がい児支援

1 子どもを安心して産み育てることのできる環境の充実
2 地域での子どもと子育ての支援
3 子育てと仕事の両立支援
4 幼児教育・保育の質の向上
5 計画推進のための包括的サポート